

(3)

黙 秘 書

2285111

謹此本年書日私探の最新 崇政信相打現此最高裁判所
閣下ノ呈言に依りて申上り申上り有之。私は目下
戦犯審判者に移送せられたる中 將能清次ノ妻ニ對し
私ノ夫 清次ノ於て 1945年6月23日日本内地ノ龍聖ニ對し
當時ノ押用長ニ其ノ責任を問はれし約一年ニ亙る所留生活の後
1948年5月13日 庭下ニ至一裁判長閣下ノ前置大有
向仁息々公明正大存布審議に於て無罪ノ判決ニ付つた所を以
夫清次ノ他の捜査者ノ亦私ニ致すに付只右有罪ニ依りて計りて
いす。

其の後命の程日ノ夫清次ノ罪定むるに於て何れノ
口ハも歸宅後行々此ノ通信も、何れノ有無ノ有無に思ふ所を歸宅打
信に於りて打ち申す所也。今有夫清次ノ此ノ原因ハ此ノ理地ノ法
ノ裁きを定むるに存する以上此ノ内容ノ之を私ハ詳に知
命のこの市屋ニ於て私ノ夫 清次ノ部隊に於て予部員ノありて
有罪ノ手続ニ依りて此ノ其ノ本心ニ於て市院ノ中ニ行つて
一ノイテ申す。此ノ作ル夫清次ノ性格亦、平常ノ行為に於て
最ト下ノ承知に於りて。妻ニ致すは夫清次カ本當に世の中ノ道義
無視ナル如ク其ノ命命 或ハ許すも存するはどうも此ノ處ニ此ノ人
此ノ間ノ禁件ノ米軍捕獲士 「エドワード」 報目ハカリ
る情を以てい申すに在り。夫清次ノ人格ハ此ノ本當に心強
市言葉ヲ聞かせて頂す打。 「エドワード」 報目許す此ノ有れば私カ現地
行ハ最被ル能場女ノ此ノ罪ノ當りてハ此ノ中此ノ此ノ
米軍捕獲同様に「エドワード」 報目ハカリ此ノ此ノ此ノ此ノ
押用長球ハ「エドワード」 報目ハカリ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ
是レハ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ
此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ
此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ
此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ此ノ

防 諜 に 注 意 せ よ

和し被控述大清次の人格を居りて疑ふ事せん。出身得小下
心二ツ、保れ今一及并後の方と云の項を及く念物致し其し印の
致物書も量出させ保れ今一印を以て其し其し印を以て
而逆の自附に父一ツ、保れの出張并後許可の印を以て
而逆の自附に父一ツ、保れの出張并後許可の印を以て
中上の列他に其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て
取附に在りて其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て

而更に在りて其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て
其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て
其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て
其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て其し其し印を以て

戦犯 菅野 清次
能 崎 清 次
妻

現代最高裁判長 寄下

昭和 23年 8月 9日